

## 発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年11月30日
【発行者の名称】	株式会社パパネッツ (PAPANETS CO., Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 裕昭
【本店の所在の場所】	埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階
【電話番号】	(048)960-5088 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 宮崎 恵子
【担当 J-Advertiser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Advertiser の代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当 J-Advertiser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Advertiser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.phillip.co.jp/">https://www.phillip.co.jp/</a>
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社パパネッツ <a href="https://www.papanets.co.jp/">https://www.papanets.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行情報の内容（発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第24期(中間)	第25期(中間)	第26期(中間)	第24期	第25期
会計期間	自 2018年3月1日 至 2018年8月31日	自 2019年3月1日 至 2019年8月31日	自 2020年3月1日 至 2020年8月31日	自 2018年3月1日 至 2019年2月28日	自 2019年3月1日 至 2020年2月29日
売上高 (千円)	1,266,209	1,775,502	1,866,999	2,835,351	3,643,856
経常利益 (千円)	25,456	130,602	114,981	93,041	253,659
中間(当期)純利益 (千円)	16,122	85,133	84,355	58,349	174,381
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	172,500	172,500	172,500	172,500	172,500
純資産額 (千円)	292,058	414,243	579,222	334,284	503,491
総資産額 (千円)	904,156	1,328,259	2,309,401	1,227,323	1,440,372
1株当たり純資産額 (円)	1,692.95	2,401.41	3,357.67	1,937.74	2,918.65
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	93.47	493.52	489.02	338.25	1,010.91
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	30.00	50.00
配当性向 (%)	—	—	—	8.8	4.9
自己資本比率 (%)	32.3	31.2	25.1	27.2	35.0
自己資本利益率 (%)	5.6	22.7	15.6	18.9	41.6
株価収益率 (倍)	21.4	4.1	4.1	5.9	2.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	75,929	110,566	2,015	84,118	230,252
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△5,624	△9,285	36,754	△121,959	△18,642
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△29,124	△14,920	861,444	165,039	△42,046
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	154,691	327,070	1,310,648	240,709	410,273
従業員数 (人)	69	93	98	81	96

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
6. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第128条第3項の規定に基づき、第24期(2018年3月1日から2019年2月28日まで)の財務諸表については至誠清新監査法人の監査を、第25期(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の財務諸表についてはMoore至誠監査法人の監査を受けており、第24期中間会計期間（2018年3月1日から2018年8月31日まで）及び第25期中間会計期間（2019年3月1日から2019年8月31日まで）の中間財務諸表については至誠清新監査法人の中間監査を、第26期中間会計期間（2020年3月1日から2020年8月31日まで）の中間財務諸表についてはMoore至誠監査法人の中間監査を、それぞれ受けております。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2020年8月31日現在

従業員数(名)	98
---------	----

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
3. 当社は、御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、2019年12月に感染が報告された新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、2020年4月に日本政府より発出された緊急事態宣言もあり、国民の多くが自粛生活を強いられるなど、社会経済活動に大きなマイナスの影響を与えることとなりました。当中間期までの期間においても、終息の目処が立っておらず、当社の関与する住宅、不動産、インテリア業界においても、多少ならず影響が出ている状況となっております。

このような環境の中、当社の不動産サポート事業においては、定期巡回業務は堅調に推移しておりますが、短期滞在者、出張者の減少による室内清掃業務の減少とインテリアサポート事業のツーマン配送事業ならびに外出自粛による各種販売会中止に伴う一括配送の中止等によって、売上減少の影響を及ぼしました。また、販売費及び一般管理費においては、管理体制の強化を図るべく、人員の増員を進めた為、413,540千円（前年同期比 21.9%増）となりました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,866,999千円（前年同期比 5.2%増）となり、営業利益は117,072千円（前年同期比 10.7%減）、経常利益は114,981千円（前年同期比 12.0%減）中間純利益は84,355千円（前年同期比 0.9%減）となりました。

なお、当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は1,310,648千円で前事業年度末に比べ900,375千円増加となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は2,015千円（前年同期比 108,550千円減）となりました。これは主に税引前中間純利益127,813千円、法人税等の支払額61,945千円、未払費用の減少額25,965千円、未払消費税等の減少額24,390千円等によるものです。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は36,754千円（前年同期比 46,040千円増）となりました。これは主に有形固定資産の売却による収入48,540千円等によるものです。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は861,444千円（前年同期比 876,364千円増）となりました。これは主に長期借入れによる収入850,000千円、短期借入金の純増加額100,000千円、長期借入金の返済による支出79,931千円等によるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

各事業共に概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(単位：千円)

サービスの名称	当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	前年同期比 (%)
管理会社サポート事業	1,291,821	110.7
インテリア・トータルサポート事業	555,307	93.0
その他	19,871	172.0
合計	1,866,999	105.2

(注) 1. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)		当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	
	販売高(千円)	割合 (%)	販売高(千円)	割合 (%)
株式会社マックスファ シリティーズ	379,728	21.4	390,602	20.9
エリアリンク株式会社	243,686	13.7	231,646	12.4

2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

### 4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2020年5月29日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

#### J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社では、2016年12月10日開催の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定することを決議し、2017年1月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

#### ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

#### ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合。

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

#### ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

- (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

- (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

- (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたことと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。



なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通投資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとき乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとき乙が認めるとき

#### ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとき乙が認めた場合

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

#### ⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

#### ⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

#### ⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

#### ⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

#### ⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業務における取扱いの対象とならないこととなった場合。

#### ⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合であつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

#### ⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

#### ⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

#### ⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

#### <J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は1,878,685千円で、前事業年度末に比べ917,595千円増加しております。現金及び預金の増加900,375千円、売掛金の増加13,516千円、前払費用の増加3,590千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は430,715千円で、前事業年度末に比べ48,566千円減少しております。ソフトウェア仮勘定の増加8,690千円、土地の減少38,708千円、敷金及び保証金の減少7,939千円、ソフトウェアの減少5,589千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は649,032千円で、前事業年度末に比べ165,507千円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の増加147,372千円、短期借入金の増加100,000千円、未払費用の減少26,265千円、未払消費税等の減少24,390千円、未払法人税等の減少18,754千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は1,081,146千円で、前事業年度末に比べ627,791千円増加しております。長期借入金の増加622,697千円、役員退職慰労引当金の増加5,094千円が変動要因であります。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は579,222千円で、前事業年度末に比べ75,730千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益による増加84,355千円、配当金の支払による減少8,625千円がその主な変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

### (4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間に以下の設備を譲渡いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)			従業員(人)
		建物	土地 (面積㎡)	合計	
千葉センター (千葉県八千代市)	貸事務所・倉庫	—	38,708 (377.12)	38,708	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2020年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年11月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	690,000	517,500	172,500	172,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	690,000	517,500	172,500	172,500	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行している新株予約権は、次のとおりであります。

2018年3月7日 取締役会決議		
	中間会計期間末現在 (2020年8月31日)	公表日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数(個)	958(注)2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,950(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注)3	同左
新株予約権の行使期間	2021年6月1日～ 2028年3月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき25円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における、有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、経常利益が下記（a）または（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として行使することができる。

（a）経常利益が200百万円を超過した場合 行使可能割合：50%

（b）経常利益が300百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- （3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上

記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）３に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年3月1日～ 2020年8月31日	—	172,500	—	50,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
株式会社花明	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1530 番地-1	119,900	69.51
中本 久富	埼玉県北葛飾郡松伏町	52,500	30.43
松本寝具株式会社	東京都江東区南砂5丁目15-11	100	0.06
計	—	172,500	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 172,500	1,725	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	172,500	—	—
総株主の議決権	—	1,725	—

### ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」をご参照ください。

## 2 【株価の推移】

【当中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2020年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2019年3月以降において、売買実績がないため記載しておりません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。



## 第6【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2020年3月1日から2020年8月31日まで)の中間財務諸表について、Moore 至誠監査法人により中間監査を受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

# 1 【中間財務諸表等】

## (1) 【中間財務諸表】

### ① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当中間会計期間 (2020年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	410,273	1,310,648
売掛金	503,627	517,144
商品	27,250	26,871
貯蔵品	3,259	4,305
前払費用	16,007	19,597
その他	701	148
貸倒引当金	△30	△30
流動資産合計	961,089	1,878,685
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 114,047	※2 109,558
車両運搬具（純額）	3,874	4,521
工具、器具及び備品（純額）	2,697	2,263
土地	※2 205,833	※2 167,124
有形固定資産合計	※1 326,452	※1 283,467
無形固定資産		
特許権	54,060	48,991
電話加入権	451	451
ソフトウェア	45,618	40,028
ソフトウェア仮勘定	-	8,690
無形固定資産合計	100,129	98,161
投資その他の資産		
長期前払費用	1,398	890
繰延税金資産	21,587	21,321
敷金及び保証金	29,684	21,744
その他	30	5,130
投資その他の資産合計	52,700	49,086
固定資産合計	479,282	430,715
資産合計	1,440,372	2,309,401

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年2月29日)	当中間会計期間 (2020年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,336	2,296
短期借入金	-	※3 100,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 54,252	※2 201,624
未払費用	278,492	252,227
未払法人税等	61,944	43,190
未払消費税等	44,884	20,493
前受金	4,510	2,181
預り金	12,261	11,131
賞与引当金	7,681	15,888
役員賞与引当金	6,160	-
流動負債合計	483,525	649,032
固定負債		
長期借入金	※2 423,533	※2 1,046,230
役員退職慰労引当金	26,470	31,564
その他	3,352	3,352
固定負債合計	453,355	1,081,146
負債合計	936,880	1,730,178
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	114,450	114,450
資本剰余金合計	114,450	114,450
利益剰余金		
利益準備金	1,351	2,213
その他利益剰余金		
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	335,665	410,533
利益剰余金合計	339,017	414,747
株主資本合計	503,467	579,198
新株予約権	23	23
純資産合計	503,491	579,222
負債純資産合計	1,440,372	2,309,401

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)		当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
売上高	1,775,502		1,866,999	
売上原価	1,305,076		1,336,386	
売上総利益	470,425		530,612	
販売費及び一般管理費	339,256		413,540	
営業利益	131,169		117,072	
営業外収益				
受取利息	47		10	
預り保証金精算益	605		-	
為替差益	-		160	
その他	750		894	
営業外収益合計	1,403		1,064	
営業外費用				
支払利息	1,971		3,155	
営業外費用合計	1,971		3,155	
経常利益	130,602		114,981	
特別利益				
固定資産売却益	-		12,831	
特別利益合計	-		12,831	
税引前中間純利益	130,602		127,813	
法人税、住民税及び事業税	47,485		43,191	
法人税等調整額	△2,017		266	
法人税等合計	45,468		43,457	
中間純利益	85,133		84,355	

【中間売上原価明細書】

区分	前中間会計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)		当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 商品売上原価				
1 商品期首たな卸高	41,054		27,250	
2 当期商品仕入高	128,291		155,975	
合計	169,346		183,225	
3 商品期末たな卸高	30,547	138,799	26,871	156,354
II サービス売上原価				
1 労務費	6,450		5,392	
2 外注費	1,029,569		1,040,989	
3 経費	130,256		133,650	
当期総サービス費用	1,166,277	1,166,277	1,180,032	1,180,032
売上原価	1,305,076	100.0	1,336,386	100.0

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2019年3月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	50,000	114,450	114,450	833	2,000	166,976	169,810	334,260	23	334,284
当中間期変動額										
剰余金の配当				517		△5,692	△5,175	△5,175		△5,175
中間純利益						85,133	85,133	85,133		85,133
当中間期変動額合計	—	—	—	517	—	79,441	79,958	79,958	—	79,958
当中間期末残高	50,000	114,450	114,450	1,351	2,000	246,417	249,768	414,219	23	414,243

当中間会計期間（自 2020年3月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金					
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	50,000	114,450	114,450	1,351	2,000	335,665	339,017	503,467	23	503,491
当中間期変動額										
剰余金の配当				862		△9,487	△8,625	△8,625		△8,625
中間純利益						84,355	84,355	84,355		84,355
当中間期変動額合計	—	—	—	862	—	74,868	75,730	75,730	—	75,730
当中間期末残高	50,000	114,450	114,450	2,213	2,000	410,533	414,747	579,198	23	579,222

## ④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	130,602	127,813
減価償却費	19,515	20,454
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,116	-
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,803	8,206
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	-	△6,160
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△8,426	5,094
受取利息	△47	△10
支払利息	1,971	3,155
為替差損益 (△は益)	-	△160
固定資産売却損益 (△は益)	-	△12,831
売上債権の増減額 (△は増加)	△31,725	△13,516
たな卸資産の増減額 (△は増加)	9,320	△666
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,902	△11,040
未払費用の増減額 (△は減少)	△4,289	△25,965
未払消費税等の増減額 (△は減少)	3,728	△24,390
その他	6,702	△2,357
小計	139,941	67,623
利息の受取額	47	10
利息の支払額	△1,803	△3,672
法人税等の支払額	△27,619	△61,945
営業活動によるキャッシュ・フロー	110,566	2,015
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,535	△2,118
有形固定資産の売却による収入	-	48,540
無形固定資産の取得による支出	△4,688	△12,392
敷金及び保証金の差入による支出	△1,563	△42
敷金及び保証金の返還による収入	-	7,876
その他	△498	△5,109
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,285	36,754
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△270,000	100,000
長期借入れによる収入	270,000	850,000
長期借入金の返済による支出	△9,745	△79,931
配当金の支払額	△5,175	△8,625
財務活動によるキャッシュ・フロー	△14,920	861,444
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	160
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	86,360	900,375
現金及び現金同等物の期首残高	240,709	410,273
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 327,070	※ 1,310,648

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) たな卸資産

主として総平均法を採用しております。

(中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～31年

車両運搬具 3年～6年

工具、器具及び備品 5年～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

ソフトウェア(自社利用分) 2年～5年(社内における利用可能期間)

##### (3) 長期前払費用

均等償却によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

#### 4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

#### 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後相当期間続くものと想定し、当社の業績にも短期滞り、出張者の減少による室内清掃業務の減少等影響はあるものの、その影響は限定的であるとの仮定を置いており、こうした仮定のもと会計上の見積りを行っております。

なお、当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルスの感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (中間貸借対照表関係)

#### ※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年2月29日)	当中間会計期間 (2020年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	47,213千円	48,785千円

#### ※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当中間会計期間 (2020年8月31日)
建物(純額)	106,162千円	101,990千円
土地	139,974千円	139,974千円
計	246,137千円	241,965千円

	前事業年度 (2020年2月29日)	当中間会計期間 (2020年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	15,672千円	15,672千円
長期借入金	214,618千円	205,476千円
計	230,290千円	221,148千円

#### ※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年2月29日)	当中間会計期間 (2020年8月31日)
当座貸越極度額	750,000千円	750,000千円
借入実行残高	－千円	100,000千円
差引額	750,000千円	650,000千円

### (中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
有形固定資産	6,324千円	6,394千円
無形固定資産	13,191千円	14,060千円



(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	172,500	—	—	172,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
第2回 新株予約権 (注)1、2	普通株式	23,950	—	—	23,950	23
合計		23,950	—	—	23,950	23

(注)1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月22日 定時株主総会	普通株式	5,175	30	2019年2月28日	2019年5月23日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	172,500	—	—	172,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末	
第2回 新株予約権 (注) 1、2	普通株式	23,950	—	—	23,950	23
合計		23,950	—	—	23,950	23

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。  
2. 第2回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

### 4. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月20日 定時株主総会	普通株式	8,625	50	2020年2月29日	2020年5月21日

- (2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
の  
該当事項はありません。

#### (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)	当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金	327,070千円	1,310,648千円
現金及び現金同等物	327,070千円	1,310,648千円

### (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

前事業年度（2020年2月29日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	410,273	410,273	—
(2) 売掛金	503,627	503,627	—
資産計	913,900	913,900	—
(1) 買掛金	13,336	13,336	—
(3) 未払費用	278,492	278,492	—
(4) 未払法人税等	61,944	61,944	—
(5) 未払消費税等	44,884	44,884	—
(6) 長期借入金 (※)	477,785	481,540	3,755
負債計	876,443	880,198	3,755

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当中間会計期間（2020年8月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,310,648	1,310,648	—
(2) 売掛金	517,144	517,144	—
資産計	1,827,792	1,827,792	—
(1) 買掛金	2,296	2,296	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払費用	252,227	252,227	—
(4) 未払法人税等	43,190	43,190	—
(5) 未払消費税等	20,493	20,493	—
(6) 長期借入金 (※)	1,247,854	1,245,609	△2,244
負債計	1,666,061	1,663,817	△2,244

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

- (1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、並びに(5)未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年2月29日)	当中間会計期間 (2020年8月31日)
敷金及び保証金	29,684	21,744

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

**(賃貸等不動産関係)**

当社では、埼玉県においてオフィスビル、倉庫、神奈川県にトランクルームを有しております。オフィスビルの一部については、自社のオフィスとして使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、期中増減額並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)
賃貸等不動産	中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	185,438
		期中増減額	△6,034
		中間期末 (期末)残高	179,404
	中間期末(期末)時価	132,976	88,126
賃貸等不動産として 使用される 部分を含む不動産	中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	141,400
		期中増減額	△2,608
		中間期末 (期末)残高	138,791
	中間期末(期末)時価	222,474	222,474

- (注) 1. 中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、賃貸等不動産の当中間会計期間における主な減少は、千葉センター貸事務所・倉庫の譲渡(38,708千円)であります。
3. 中間期末(期末)の時価は、主として直近の「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

**(セグメント情報等)**

**【セグメント情報】**

当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

**【関連情報】**

I. 前中間会計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,167,108	596,840	11,553	1,775,502

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社マックスファシリティーズ	379,728
エアリアルンク株式会社	243,686

(注) 当社の事業セグメントは、御用聞き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

## II. 当中間会計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年8月31日)

### 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への 売上高	1,291,821	555,307	19,871	1,866,999

## 2. 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社マックスファシリティーズ	390,602
エアリアルンク株式会社	231,646

(注) 当社の事業セグメントは、御用聞き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

### (1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額並びに 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020 年 2 月 29 日)	当中間会計期間 (2020 年 8 月 31 日)
(1) 1 株当たり純資産額	2,918 円 65 銭	3,357 円 67 銭

	前中間会計期間 (自 2019年 3 月 1 日 至 2019年 8 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2020年 3 月 1 日 至 2020年 8 月 31 日)
(2) 1 株当たり中間純利益	493 円 52 銭	489 円 02 銭
(算定上の基礎)		
中間純利益 (千円)	85,133	84,355
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	85,133	84,355
普通株式の期中平均株式数 (株)	172,500	172,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 958 個 普通株式 23,950 株)。 なお、新株予約権の概要は「第一部【企業情報】第 5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	新株予約権 1 種類 (新株予約権の数 958 個 普通株式 23,950 株)。 なお、新株予約権の概要は「第一部【企業情報】第 5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### (2)【その他】

該当事項はありません。

## 第 7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第 1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

株式会社 パパネッツ

取締役会 御中

Moore 至誠監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 森 脇 淳 ⑩

代表社員 公認会計士 梅澤慶介 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パパネッツの2020年3月1日から2021年2月28日までの第26期事業年度の中間会計期間（2020年3月1日から2020年8月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パパネッツの2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年3月1日から2020年8月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。